

平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会社名	株式会社東京スター銀行
代表者名	代表執行役頭取 CEO 入江 優
問合せ先	広報グループ TEL. 03 - 3586 - 3111(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 6 月 12 日付「定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、当行定款の一部変更について、第 12 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。定款変更の内容については、別紙をご参照ください。なお、本件定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって、本日発生いたしました。

以 上

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条 ～ 第 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条 ～ 第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) <u>当銀行の発行可能株式総数は、2,800,000株とし、このうち、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数はそれぞれ、2,800,000株、200,000株とする。</u></p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) <u>当銀行の発行可能株式総数は、2,800,000株とする。</u></p>
<p>第 7 条 ～ 第 10 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 条 ～ 第 10 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 優 先 株 式</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 11 条 (優先配当金) <u>当銀行は、剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。)</u> <u>または優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録株式質権者」という。)</u> <u>に対し、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された当銀行の普通株式 (以下「普通株式」という。)</u> <u>を有する株主 (以下「普通株主」という。)</u> <u>および普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。)</u> <u>に先立ち、優先株式 1 株につき、2,500 円 (以下「優先配当金」という。)</u> <u>の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、そ</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の額を控除した額とする。</u></p> <p>2 <u>ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>3 <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>	
<p><u>第12条 (優先中間配当金)</u></p> <p><u>当銀行は、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第13条 (残余財産の分配)</u></p> <p><u>当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、優先株式1株当たり金5万円を支払う。</u></p> <p>2 <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	(削 除)
<p><u>第14条 (議決権)</u></p> <p><u>優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>い。</u></p> <p><u>第 15 条 （金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p><u>当銀行は、発行後 1 年経過後の日で、取締役会の決議により定めた日が到来することを条件として、法令上可能な範囲で、当銀行が優先株式 1 株を取得するのと引き換えに金 5 万円を交付することにより、優先株式の全部または一部を取得することができる。なお、優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>第 4 章 株 主 総 会</u></p> <p><u>第 16 条 ～ 第 21 条 （ 条文省略 ）</u></p> <p><u>第 5 章 種 類 株 主 総 会</u></p> <p><u>第 22 条 （種類株主総会への準用）</u></p> <p><u>第 17 条乃至第 19 条及び第 21 条の規定は種類株主総会に準用する。</u></p> <p><u>2 第 10 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>第 23 条 （種類株主総会の決議方法）</u></p> <p><u>種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u></p>	<p>（ 削 除 ）</p> <p><u>第 3 章 株 主 総 会</u></p> <p><u>第 11 条 ～ 第 16 条 （ 現行どおり ）</u></p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="323 376 687 407">第<u>6</u>章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="225 472 647 504">第<u>24</u>条 ～ 第<u>32</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="906 376 1270 407">第<u>4</u>章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="809 472 1254 504">第<u>17</u>条 ～ 第<u>25</u>条 (現行どおり)</p>
<p data-bbox="357 568 652 600">第<u>7</u>章 委員会設置会社</p> <p data-bbox="225 665 647 696">第<u>33</u>条 ～ 第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="940 568 1235 600">第<u>5</u>章 委員会設置会社</p> <p data-bbox="809 665 1254 696">第<u>26</u>条 ～ 第<u>29</u>条 (現行どおり)</p>
<p data-bbox="392 761 616 792">第<u>8</u>章 計 算</p> <p data-bbox="225 857 647 889">第<u>37</u>条 ～ 第<u>41</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="975 761 1198 792">第<u>6</u>章 計 算</p> <p data-bbox="809 857 1254 889">第<u>30</u>条 ～ 第<u>34</u>条 (現行どおり)</p>